

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、<u>室及びセンター</u>を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、<u>鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科</u>の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p>			<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、<u>センター</u>、室、部及び課を置き、<u>これらの事務を所掌させるため</u>、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p>		
略			略		
鳥取県立厚生 病院	医療局	略	鳥取県立厚生 病院	医療局	略
		呼吸器内科			呼吸器内科
		消化器内科			
		略			略
	脳神経内科	神経内科			
略	略	略	略		

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の表以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。